

令和3年度包括外部監査報告書 意見及び対応状況等一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
1	31	福島県公共施設等総合管理計画における経費の見込み及び経費に充当可能な財源の見込みの記載について	総務部	財産管理課	意見	「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(以下「総務省の策定指針」という。)では、経費の見込みについて「中長期的な経費の見込みについては、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等(以下「維持管理・更新等」という。)の経費区分ごとに示すことが望ましい」と記載があるが、福島県の計画においては、経費の見込みは20年となっており、建築物とインフラ施設の区分はあるものの、会計区分や経費区分は示されていない。また、財政の見通しについては今後5年間に止まっている。本計画内において福島県の人口の推計は今後約40年で生産年人口が▲23%減少することが見込まれており、それに伴い県の財政にも重要な影響があるものと考えられ、また、県土面積が広いことから、インフラ施設を多く抱えているという状況からも、将来の負担は相当程度大きくなるものと考えられる。将来の人口減少に伴う長期的な財政の見通しを踏まえ、将来の公共施設等の維持管理・更新等についてどの程度の対策が必要になるのか県民と問題意識を共有し、早急に対策を講じるためにも、公共施設等の維持管理・更新等に係る長期的な経費の見込みとその経費に充当可能な財源の見込みを計画に示し、公表することが望ましいと考える。	公共施設等の維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図るため、総務省の策定指針を踏まえ維持管理・更新等に係る長期的な経費の見込みとその経費に充当可能な財源の見込みを盛り込む形で、令和4年3月に福島県公共施設等総合管理計画の一部改訂を行い、財産管理課のホームページで公表した。今後、改訂後の計画に基づき、公共施設等の予防保全を図り長寿命化を推進していく。
2	31	福島県公共施設等総合管理計画における数値目標の設定について	総務部	財産管理課	意見	総務省の策定指針(下段に参照)では、留意事項として数値目標の設定について定められているが、現在の福島県の計画において数値目標は定められていない。そのため、福島県公共施設等総合管理計画を踏まえて策定される個別施設計画も成行きベースの計画に止まっているものと考えられる。上述の長期的な財政見通しを試算した上で、持続可能な財政に向けて必要な数値目標を定め、当該数値目標に基づき、各個別施設計画をより厳しい目線で検討を行う必要があると考える。数値目標の設定に関しては、より強いリーダーシップが必要になると考えられることから、現状の県有財産最適活用推進委員会の位置付けを明確にし、より強い権限を付与することも必要である。また、指針の記載のように、後述のPDCAサイクルを適切に運用するためにも、数値目標を設定することは重要であると考えられる。 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について(抜粋)」(総務省) 「総合管理計画の策定・改訂にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。さらに、計画期間内の一定期間で定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。」	数値目標の設定については、人口減少や少子化の進行を踏まえ、厳しい財政状況の中で県が保有している公共施設等を適正に維持・管理していくためにどのような数値目標が適切なものか、他県の状況も参考にしながら、今後、各局と協議・検討し、福島県公共施設等総合管理計画の改訂を進めていく。 また、当委員会は、公共施設等における各局共通の課題等の解決にあたり、取組の向上や充実に向けた検討を行う場として位置づけているものであるが、委員会として各局の課題等を総括し、数値目標の設定に繋げていくなど、持続可能な財政に向けて、委員会が積極的に関与していく。
3	32	福島県公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルの推進方針の記載について	総務部	財産管理課	意見	総務省の策定指針では、PDCAサイクルの推進方針について「PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい」と記載されている。しかし、現状の福島県の計画においては、PDCAサイクルの期間や手法について具体的な記載が行われていない。計画期間が10年間と長期であること、また、現状の計画が数値目標等が定められていないという点において暫定的な位置付けになっていると考えられることから、期間や手法について定め、適切な運用が必要である。	福島県公共施設等総合管理計画の改訂時期(令和8年度)までに、数値目標の設定と併せて、より具体的なPDCAサイクルの期間や手法についても検討を進めていく。
4	34	福島県県有財産最適活用計画の推進体制について	総務部	財産管理課	意見	福島県県有財産最適活用計画の推進体制は県有財産最適活用推進委員会が担うこととされているが、現状、当委員会は毎年度において各局からアクションプラン(当該年度の取組方針及び前年度の実績が記載されている)の提出を受け、各部のアクションプランを取りまとめているに止まっており、十分に機能していないと思われる。当委員会の役割や権限が不明確であることに起因しているものと考えられるが、当委員会は以下のような役割を担う必要があると考える。 ①現状はボトムアップで各取組みが実施されているが、より積極的に各局に働きかけを行う。(例えば、ある部局での取組みが他の部局でも横展開する、低利用資産の状況を調査したうえで資産処分を推進するなど) ②現状は各局からの前年度の実績の報告を受けるのみであるが、実施状況の評価、当年度方針の対応状況の検討を行う。 福島県公共施設等総合管理計画に記載のとおり、今後の財政が厳しくなる見通しであることから、県有財産の利活用は財源の確保等の点から重要な取組みになると考えられ、より効果的に取組みを実施できるような体制の構築が必要であると考えられる。	県有財産最適活用推進委員会の役割強化等を内容とする福島県県有財産最適活用計画の一部改正を令和4年3月に行った。今後、改正後の計画に基づき、当委員会より効果的な取組や新たな取組を積極的に推進していく。
5	35	福島県県有財産最適活用計画のアクションプランの公表について	総務部	財産管理課	意見	福島県県有財産最適活用計画のアクションプランの公表については、同計画において「毎年度当初にアクションプランを設定し、最適活用を推進するとともに、その内容及び実施状況について公表するものとする。」とされている。福島県県有財産最適活用計画の取組方針は、「財産活用の最適化」のみでなく、「財産管理の最適化」や「財産保有の最適化」もあり、現在公表されている「復興・創生に向けた行財政運営方針」の各年度における主な取組状況では取組内容が網羅されておらず、また、アクションプランの計画内容が明示されていないことから、計画されていた内容が適切に実施されたのかも判断できない記載となっている(詳しくは下段の図を参照)。県民に対して、県が財源の確保のために財産の利活用について最大限の努力を行っていることを適切に理解するために必要な情報の公表が必要であると考えられる。	アクションプランの内容・実績の詳細について、令和4年5月から財産管理課のホームページで公表した。
6	58	新公会計制度作業マニュアルの固定資産の耐用年数に関する記載について	総務部	財産管理課	意見	福島県固定資産台帳整備要領においては、耐用年数及び償却率については原則として「耐用年数省令に従う」とされているが、入力担当者は新公会計制度作業マニュアルをもとに固定資産台帳の耐用年数を登録している。「指摘事項 No.1無影灯及びシーリングペンダントの固定資産台帳への資産計上単位について」に記載したとおり、件名(施設名)ふくしま医療機器開発支援センター(手術室及びアンギオハイブリッド手術室)において、その内訳に無影灯18台とシーリングペンダント10台が含まれている。しかし、新公会計制度作業マニュアルの「固定資産耐用年数分類」には小分類「治療器具類」の記載はあるがその品名に無影灯やシーリングペンダントの記載はない。新公会計制度作業マニュアルの「固定資産耐用年数分類」は、ある程度細かく品名ごとの耐用年数が記載されているものの、「固定資産耐用年数分類」に具体的な品名の記載があるものと無いものの基準が明確ではない。固定資産の耐用年数は減価償却費の金額に重要な影響を及ぼすため、「固定資産耐用年数分類」に記載の無い固定資産については、財産管理課に問い合わせることを入力担当者に要請し、財産管理課が新公会計制度作業マニュアルの「固定資産耐用年数分類」を更新し、新公会計制度作業マニュアルが入力担当者にとってより利用しやすいものにしていくことが必要だと思う。	固定資産耐用年数分類に記載のない固定資産があった場合には、財産管理課へ問い合わせるよう研修等を通じて周知した。なお、問い合わせがあった場合には、当該資産についてマニュアルの耐用年数へ追加することとする。
7	58	固定資産台帳の登録に関する実務について	総務部	財産管理課	意見	固定資産の内容を公有財産管理システムに登録する入力担当者及び登録内容を承認する入力確認者は、経理が専門ではなく、人事異動により通常3年ほどで他の部署に異動となる。そのため、固定資産台帳の整備及び運用に必要な専門的な知識が十分に異動となり、固定資産台帳の整備及び運用に必要な知識が各部課に蓄積されていない。固定資産台帳の整備及び運用に関する実務において不明な点は財産管理課に問い合わせることも可能であるが、財産管理課では主に各部課からの報告を受けて集計等を行うことが主業務であり、各部課の入力担当者が新公会計制度作業マニュアルを参考にしながら固定資産台帳の整備及び運用に関する実務を行っているのが実情である。固定資産台帳の整備及び運用には専門的な知識が必要であり、新公会計制度作業マニュアルを担当者に配布するだけでは正確な固定資産台帳を作成するのは困難だと思われる。資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保するという固定資産台帳を整備する目的を達成するには、統一的な基準に基づいた固定資産台帳を正しく作成することが必要条件である。今後正しく運用するために、固定資産台帳の整備及び運用の実務に関して、内部統制の徹底、専門家による定期的なセミナーの実施、担当者の引継ぎの徹底、さらに必要であれば、各部課で入力するのではなく入力専門部課の新たに設置等の対応も検討するべきである。	固定資産の基礎となる公有財産管理システムの入力等について研修内容の見直しを毎年度行い、更なる充実を図るため検討を進める。
8	59	公有財産管理システムの仕様について	総務部	財産管理課	意見	県において固定資産台帳の管理は公有財産管理システムにより行われている。当該システムは県が固定資産台帳を導入する前から県有財産台帳を管理するためのシステムとして使用しており、固定資産台帳を導入するに当たり、当該公有財産台帳システムの機能を拡張し、固定資産台帳を管理するための機能を追加して当該システムで公有財産台帳と固定資産台帳の両方を管理している。当該システムに関して、以下の問題点がある。 ・公有財産管理システムによる固定資産台帳への登録は固定資産を新たに取得した各部課で概ね2月から6月末までに行われる。短期間で大量のデータが入力されるため、時間的な問題で、各部課で行われた固定資産台帳への登録の内容を財産管理課が十分に確認できない。また、固定資産を購入しても直ちにシステムに登録することができずに取り発生からシステム登録までの時間が経過しているために、各部課の入力担当者的入力誤りが多くなっている。 ・公有財産管理システムの仕様上、固定資産台帳へ1度登録すると県において当該システムで固定資産台帳を修正することができない。固定資産台帳の登録内容を修正するには当該システムを開発した業者に依頼する必要がある。そのため、固定資産台帳の登録内容の修正には時間を要するだけでなく、コストもかかる。 これらの問題点は、効率的、経済的な固定資産台帳の整備及び運用の観点からは致命的であり、これら問題点を改善するために、各部課において年間を通じていつでも固定資産台帳への登録ができるようにする、外部の業者に依頼しなくても財産管理課の担当者が固定資産台帳の登録内容の修正をできるようにする、といった公有財産管理システムの改善が望まれる。	意見で述べられた問題点等の改善のため、令和7年度の新システム導入に向けての作業を今年度より開始した。

令和3年度包括外部監査報告書 意見及び対応状況等一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
9	66	蓬萊団地の固定資産台帳の記載単位について	土木部	東北建設事務所	意見	<p>県有財産台帳の固定資産情報の備考欄に擁壁、フェンス、ゴミ置場等とあり、当該蓬萊団地(屋外附帯建築)にはこれらが含まれている。擁壁、フェンス、ゴミ置場はそれぞれが工作物一個であり、それぞれの耐用年数も異なるため、擁壁、フェンス、ゴミ置場はそれぞれを区別して登録するべきである。</p> <p>さらに固定資産台帳における耐用年数は60年であるが、土木部担当者によると、当該資産に土留設備が含まれており、当該資産に含まれる工作物の中で最も耐用年数が長いと思われる県有財産台帳調整要領別表3「工作物名称、耐用年数及び残存率表」に定めている土留設備の耐用年数60年を当該工作物の耐用年数としたとのことであるが、擁壁、フェンス、ゴミ置場等を区別してそれぞれの工作物ごとに耐用年数省令に従った耐用年数とする必要がある。</p> <p>なお、資産評価及び固定資産台帳整備の手引きのⅤ 固定資産台帳の記載単位 には「事業用資産の工作物(門、柵、塀等)については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時ににおいて、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」と記載されている。固定資産台帳を導入した目的の1つである、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげる、ということを達成するには、擁壁、フェンス、ゴミ置場等それぞれを分けて固定資産台帳に登録するべきである。</p>	当該資産を取得した際(昭和56年)、一体とし台帳に登録していたものであるが、今後、新規整備や更新などの際に、区分して固定資産台帳に登録するものとする。
10	71	情報通信機器の取得価額の算定における付随費用について	企画調整部	デジタル変革課	意見	<p>委託契約は、県情報通信ネットワーク上に新たに仮想端末を構築する業務を委託したものであり、見積書の金額にはハードウェア、ソフトウェア、設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費が記載されている。取得価額に含めているのはハードウェア、ソフトウェアの金額のみで、設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費はすべて取得価額に含めていない。企画調整課の担当者によると設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費は人件費であるため取得価額に含めずに費用として会計処理したとのこと。</p> <p>新公会計制度作業マニュアルによると工作物の評価方法は取得価額(付随費用を含む)とあり、付随費用の取扱いは「工作物の取得価額には、次の付随費用が含まれる。工作物の工事費(または購入費)＋付随費用(測量費、実施設計費、工事監理費など)」とされ、人件費であることのみをもって固定資産の取得価額に含めないのは適切ではない。人件費であっても付随費用であれば固定資産の取得価額に含める必要がある。当該設計に係る経費、構築に係る経費、設置に係る経費及び試験に係る経費の支出の目的を考慮して付随費用に該当するのかが、該当しないのを検討して、固定資産の取得価額に含めるか含めないかを判断する必要がある。</p>	重要物品の取得価格の考え方として、取得に係る経費であれば、設計、構築、設置等の人件費も付随費用に含まれると解して会計処理を行うこととする。なお、今後新規で取得するものに関しては、関係課へもよく確認のうえ慎重に判断し、適切に固定資産計上を行っていく。
11	85	公舎の必要性について	総務部 教育庁 警察本部	施設管理課 施設財産室 施設装備課	意見	<p>公舎は基本的に廃止を検討するべきである。福島県内の都市部、特に福島市、郡山市、いわき市の入居率が低く、経年劣化がある物件の早期廃止に向け、優先的に着手するべきである。地価の高い場所、便利な場所にも関わらず入居率が低いということは無駄に部屋を空けていることであり資産を有効に利用しているとはいえない。</p> <p>また、劣化しており入居率も低い物件に修繕費をかけて長期間保有することは効率的とはいえない。都市部の民間企業の社宅等はかなり以前から経済的、社会的情勢の理由等から廃止する傾向であり、行政機関もみならうべきである。県職員の給与水準は民間と比較して決して低いものではなく、むしろ高い水準で推移しており、民間の住宅で十分対応できる。そもそも職員公舎は①県の事務又は事業の運営に必要と認められる場合②住宅不足により県の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがある場合に設置されるものであり、都市部においては民間の住宅も充実しており職員公舎の必要性は低いと思える。また、交通機関の発達により都市部の場合、県内のほとんどの地域で通勤が可能であり、公舎の必要性が低くなっている。</p> <p>緊急時に出勤できるように職場の近くに住む必要がある人もいるようであるが、そのような職員には個別に住宅手当を支給すればよく、そのために部屋を確保しておく理由にはならない。</p>	<p>【施設管理課】</p> <p>令和3年度に16棟・74戸を廃止・解体し、令和5年度も1棟8戸を廃止・解体予定である。</p> <p>今後、入居率、経年劣化等の建物状況を考慮しながら個別に検討していく。</p> <p>【施設財産室】</p> <p>老朽化が進み、入居率も低い職員公舎については、公舎を管理している教育事務所との協議等の上、適宜、用途廃止を行い、解体を行っている。</p> <p>【施設装備課】</p> <p>老朽化等で入居率が低い公舎については建替せず解体(廃止)している現状である。現在保有している建設当時の目標使用年数を超過した公舎については、個別に建替・維持・解体(廃止)を具体的に検討していく。</p>
12	86	神明地区の県有財産について	総務部 土木部	県中地方振興局 県中建設事務所	意見	<p>神明公舎の各部屋は基本的にリフォームはされておらず昭和40年代に建築されたままである。各部屋は劣化が激しく、洗濯機の置き場がない部屋、和式トイレの部屋等々あった。民間のアパートであれば解体するべき物件であろう。長寿命化計画によってこの状態をあと20年修繕費を費やし使い続けることには疑問が残る。駐車場については駐車場スペースが20台あり利用は居住者14台分である。居住者だけでなく貸し出すことも可能であろう。場所、建物等の状況から有効に利用されているとはいえず、早期に廃止を検討するべき物件である。近くには桃見台公舎もあり統合も検討するべきである。</p> <p>隣接する神明車庫は、広さ470.00㎡である。駐車スペース・倉庫スペースにはかなり余裕があり、先にも述べたが、処分すべき備品等も大量に放置されており管理が徹底されておらず、有効利用しているとはいえない。住宅街であること、経年劣化が進んでいることを考えれば、縮小、売却移転を検討するべきである。郡山市では他に湖南町に550.00㎡、西田町に570.38㎡及び田村町に667.00㎡の防災機材倉庫が設置されておりそれぞれに集約する方法も考えられる。また、当該土地は合同庁舎の近隣であり利便性があったため車庫として利用し始めた経緯もあったようである。将来的に郡山合同庁舎を移転する予定でありそれまでに利用方針を再検討する必要があると思われる。</p> <p>郡山市神明町は福島県内でも地価の高い住宅街(坪単価約402千円「2021年度公示地価」)であり、そのような場所に県は経年劣化が激しい築約50年の職員公舎及び付属する駐車場合わせて3,113.78㎡、さらには経年劣化している車庫及び倉庫470.00㎡を所有している。この郡山市中心部に所有する約1,000坪の土地の現状の使用状況、使用施設等の状況からは有効利用しているとは思えない。県の財政を考えれば各施設の統合を進め、早期に売却を検討するべきである。民間へ処分することが、財産の有効活用及び収入確保の観点から適当と思える。</p>	<p>【県中地方振興局】</p> <p>神明公舎については、福島県公共施設等管理計画に基づく個別施設計画に位置づけられており、将来の活用計画等については「目標耐用年数経過後解体するよう検討」とされているところであるため、今後も入居率、建物状況等の把握に努めていく。</p> <p>【県中建設事務所】</p> <p>現在、新郡山合同庁舎の計画について、意見交換を行っているところであり、併せて神明車庫の利用方針についても検討する。</p>
13	87	警察本部の個別施設計画について	警察本部	施設装備課	意見	個別施設計画について、他の部は令和3年3月付で開示されているが、警察本部のみまだ(令和3年度調査時点)個別施設計画が提出・開示されていない。早期の対応が望まれる。	令和4年4月28日公表済みである。
14	87	個別施設計画の対象資産について	総務部	財産管理課	意見	県においては、福島県公共施設等総合管理計画の中で、個別施設計画の対象を「全ての施設」としているが、個別施設計画策定における各部局からの事前協議において、一部対象施設を除く内容の協議があった際には、個別の施設の状態を確認した上で、対象外の施設があっても支障が無いと判断した場合は、財産管理課はこの策定を良しとしている。このため個別施設計画にすべての資産を記載する必要はないが、個別施設計画の有効利用のためにも対象資産の判断基準は示しておくべきである。	個別施設計画を定めなくても支障が無い対象資産の判断については、現在は各部局から個別に協議を受ける対応としているが、個別施設計画の改訂時期(令和7年度)までに各部局と協議しながら判断基準を示す方向で今後検討する。
15	87	個別施設計画の対象施設の情報の集約について	総務部	財産管理課	意見	<p>個別施設計画の対象施設(以下、「施設」という。)の調査を進める中で、施設の状態、将来的な活用などに必要な情報を得るためには、各部局の本庁機関のみならず、出先機関など、様々な機関へのアプローチが必要であった。</p> <p>施設の効率的運用、廃止などの判断を行うためには、まず必要な情報を集約するものであり、県においても、集約した情報に基づき判断する手法を進めていく必要がある。</p> <p>財産管理課に情報を集約しマネジメントするべきであるが、県が所管する施設数は膨大であり、また、必要な情報が各財産管理者から報告されていない場合もあるので、毎年度、財産管理課が各部局担当課を通じて各財産管理者に行っている利用状況調査において、情報の集約及び管理方法の再検討をするとともに各部局に対し必要な情報の報告を徹底させるべきである。</p>	<p>施設情報の集約や未利用財産の最適活用、早期処分への方策を探ることを目的に、県有財産利用状況実態調査の報告様式を見直し、未利用財産の分類(A:処分可能財産、B:処分等への条件整備中の財産、C:処分困難財産、D:現在利用しているものの将来的に処分可能財産)を実施するよう改めた(R4年度は実施済)。</p> <p>また、報告の内容・分類の結果を県有財産最適活用推進委員会に提出し、同委員会が積極的に施設等の効率的運用について検討できるよう進めていく。</p> <p>(参考:調査結果を基に県有財産最適活用推進委員会が各部局等を交えて、再活用の可能性を含めた効率的運用の検討を行い、再活用予定のない財産については、国・市町村への要望調査を行い、それでも活用予定のない未利用財産については、売却手続を進める。)</p> <p>なお、当該報告においては、財産を管理する所属のみならず、所属を所管する各部局において実態調査を実施し、漏れ等がないか十分に確認の上提出する体制に改めている。</p>
16	96	旧相馬女子高校の校舎及び校庭	教育庁	施設財産室	意見	<p>旧相馬女子高校は、平成15年4月に相馬東高校に名称を変更し、平成16年3月の新校舎完成をもって移転し、旧校舎は相馬高校に移管し現在に至っている。施設の利用実態としては、相馬高校で第二体育館、弓道場、テニスコート及び屋外トイレを継続して利用しているほか、東日本大震災後は文化財の保管に利用されていたが令和2年6月で終了している。相馬高校に移管されてからは、令和2年度に現在使用している施設については継続使用し、それ以外の施設については予算が認められた後で解体し、解体後は既存グラウンドと一体化し多目的な運動施設として主に部活動で利用する旨の利用計画の協議があったことに伴い、施設財産室では解体に向けた手続を行っている。</p> <p>当該施設については閉校後18年経過しており、未利用施設の老朽化も進み、中庭は雑草が生い茂って荒れ果てており近隣住民の生活環境にも影響を及ぼしているものと考えられることから、早急に解体工事の予算付けし解体工事を行う必要があると考える。</p>	昨年度から、解体に向けて予算要求を行っており、引き続き予算の確保に努めていく。
17	97	旧小高商業高校の校舎及び校庭	教育庁	施設財産室	意見	<p>旧小高商業高校は、旧小高工業高校と統合し小高産業技術高校となり、平成29年3月に閉校となっている。施設の利用実態としては、小高産業技術高校でグラウンドを継続して利用しているほか、平成30年7月から令和3年3月まで企画調整部生涯学習課が校舎の一部を利用していた。南相馬市において旧小高商業高校敷地を含めた「小高区文教ゾーン整備構想」の検討を行っており、実施時期は未定となっているため、南相馬市から利活用方針が示されるまでは引き続き小高産業技術高校がグラウンドを利用するとのことである。</p> <p>当該施設については、南相馬市の回答待ちとなっている状況であるが、県としても事態の進捗状況を順次把握しておく必要がある。</p>	南相馬市の利活用方針の検討状況について、随時情報収集を行っている。

令和3年度包括外部監査報告書 意見及び対応状況等一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
18	103	校舎を使用しなくなった高校の土地建物利活用に関する意思決定プロセスについて	総務部 教育庁	財産管理課 施設財産室	意見	今後、前期計画に基づき令和5年度まで多くの県立高校の再編整備が計画されていることを勘案すると、閉校後の校舎等の取り壊しを含めた土地建物の利活用方針の意思決定プロセスをより強化していくことが必要であり、施設利活用要望のアンケート実施方法の変更に加えて、例えば、各部局から担当者を出し合い、プロジェクトチームを発足し、より積極的に各部局の意見を出し合う場を設け、各部局を跨いだ横断的な利活用検討が可能となる組織づくりを行う等、より有効性の高い意思決定プロセスの構築が望まれる。 なお、県有財産最適活用推進委員会が推進している「福島県県有財産最適活用計画(ファンリディマネジメントプラン)」が上記の役割を担う場合には、当該委員会の活動をより強化することが望まれる。	【財産管理課】 廃校後の校舎等の部局横断的な活用検討については、教育庁からの情報共有や意見交換の場においても、意見NO.15の対応状況に記載した県有財産最適活用推進委員会を活用をしていただくことを想定している。 【施設財産室】 空き校舎等への対応については、他部局等への利用要望の照会のほか、地域の実情に合わせた利活用を検討するため、各部局と個別に調整等を行っている。 利用要望照会及び個別調整の方法等については、随時検証の上、より効果的な対応としていく。
19	108	学校施設のトイレ洋式化の進捗状況について	教育庁	施設財産室	意見	福島県ではこれまで排水設備を含めた大規模改修工事の中でトイレの洋式化への対応を行ってきたが、生活様式の変化への対応や新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、トイレ洋式化率を向上させるため、便器を和式から洋式にする改修工事を令和2年度補正予算から事業化している。しかしながら、現時点で洋式トイレが9割以上の学校は約13%にとどまっている。 令和13年度を目途に工事を完了させる方針で今後詳細な整備計画の策定を予定しているとのことであるが、新型コロナウイルス感染症対策としてトイレ洋式化の改修工事を早急に進める必要がある。	対象施設数や所要事業費の関係上、長期計画となっている。引き続き、進捗に遅れがないよう関係各所と調整する。
20	117	特別県営住宅の入居率について	土木部	建築住宅課	意見	特別県営住宅の入居率は、全体で61.3%となっており、入居率が50%を下回る物件も見受けられ、県営住宅に比べ低い入居率となっている。入居率が低い原因として、特別県営住宅の外観や住戸専有面積が、隣接する県営住宅とほぼ同一の物件が多い一方、家賃水準が県営住宅に比べ高いことが挙げられる。 この点、現状の入居者の取扱について課題は残るものの、入居率が50%を下回るような物件については、特別県営住宅を用途廃止し、準県営住宅への移行を検討することも有用と考える。	特別県営住宅の更なる準県営住宅化については、県営住宅の空き戸率が平成22年度の倍程度に上昇してしまったこと、特別県営住宅の空き戸率が平成22年度程度までは低下していないことから、状況の推移を踏まえつつ、検討時期を見極めていきたい。
21	117	用途廃止予定物件の管理について	土木部	建築住宅課	意見	用途廃止物件とは建物の老朽・劣化が著しく、躯体の耐用年数もほぼ経過していることから、現入居者の退去後は新規入居者の募集を行わず、建物を撤去する予定のものである。野田町団地ほか8団地(以下の表を参照)については、平成22年度の包括外部監査報告書において、既に用途廃止が決定している物件として記載されているが、10年以上経過しているにもかかわらず、用途廃止に至っておらず、依然入居率が6割を超える団地も見受けられる。 「福島県県営住宅等長寿命化計画」では、用途廃止の実施方針も定められており、当該方針の中には、入居者の住まいの確保についての留意点も列挙されている。維持管理コストの観点から、用途廃止物件の早期処理を進捗させるため、当該留意点に則った積極的な取組が求められる。	福島県営住宅等長寿命化計画(県営住宅等用途廃止年次計画)に基づき、面積が狭小で、設備など住宅性能が低く、老朽化しているものの早期解消に向け、説明会を開催するなど入居者に対し理解を求めながら取り組んでいる。 (用途廃止実績) 過年度(H23～R2まで):278戸 R3:鬼越団地1,5号棟(8戸) 南白土団地6号棟(3戸)
22	125	インフラ施設に係る点検・修繕履歴の集積・蓄積について	生活環境部 農林水産部 土木部 企業局	自然保護課 農村基盤整備課 農地管理課 森林保全課 道路管理課 砂防課 工業用水道課	意見	国の公共施設等総合管理計画の策定指針において、点検・診断等の履歴及び維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積することとされているが、点検結果や修繕の記録情報が存在するものの、それらの記録情報が計画の見直しや老朽化対策、PDCAサイクルの運用に役立つように整理されていないと考えられるインフラ施設がある。 施設によって対象資産の特性や法令等の要請から一律に点検・修繕履歴の記録方法について定めることはできないが、インフラ施設については長期に渡り使用することが見込まれており、さらに、国のインフラ長寿命化基本計画において、予防保全型の維持管理の導入を推進することによりインフラの長寿命化を目指していることから、各施設において長寿命化のために必要と考えられる点検・修繕の履歴情報を整理した上で、データベース化するなど将来の管理に活用しやすい形で集積・蓄積する体制を整備し、適切に運用されるよう検討することが望まれる。 【対象】 自然保護課:自然公園等施設長寿命化計画 農村基盤整備課:地すべり防止施設個別施設計画、海岸保全施設個別施設計画 農地管理課:機能保全計画 森林保全課:治山事業個別施設計画 道路管理課:福島県小規模構造物修繕計画、福島県小規模構造物個別施設計画(消融雪施設編) 砂防課:福島県砂防設備長寿命化計画 工業用水道課:福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(工業用水道事業)	【自然保護課】 長寿命化のために必要と考えられる点検・修繕の履歴情報を整理し、データベース化を行い、履歴情報を集積・蓄積する体制の整備を図った。 【農村基盤整備課】 地すべり防止施設については、各施設諸元のほか、施設点検記録及び修繕対応記録をデータベース化した。 今後はこれら情報を一元管理し、適切な維持管理が図られるよう活用していく。 海岸保全施設については、施設の基本情報や施設点検項目等を整理しデータベース化を進める。 そして今後は、これら情報を一元管理し、適切な維持管理が図られるよう活用していく。 【農地管理課・農業水利施設】 施設台帳のシステム見直しに併せて、診断・改修履歴について台帳に反映されるようにする。 【森林保全課】 治山台帳整備要領の改正を行い、施設の点検整備を行った際は治山台帳に記録し、記録データを県で運用している森林クラウドシステムに登録することを定めた。 また、出先農林事務所が利用しやすい体制を整えるため、点検の際の帳票データ等のデータベース化を進めている。 【道路管理課】 福島県小規模構造物修繕計画及び福島県小規模構造物個別施設計画(消融雪施設編)につきましては、今後、出先事務所で開催している点検及び修繕の履歴情報についてデータベース化するなど、管理に活用しやすい形で集積・蓄積する方法を検討してまいります。(令和5年3月までに改定予定) 【砂防課】 点検・修繕の履歴情報については、現在改定を行っている砂防設備長寿命化計画において、各施設の点検個票に記載することとしている。 また、今後砂防指定地や砂防設備の台帳や点検・修繕結果をGIS上で管理していくことを検討している。 【工業用水道課】 ・相馬工業用水道事業においては、令和4年度末から管路管理システムが一部運用開始予定である。 (R4末運用開始予定) ・導・配水管の施工図、固定資産台帳(固定資産明細書)、 用地台帳、橋梁台帳がPCより閲覧可能。 (R5末以降) ・占有図書、修繕記録、点検記録のシステム整備。 ・いわき3工水においては、各種情報の整理を進める。その上で、相馬工業用水道事業の台帳整備に関する知見を共有し、点検や修繕履歴等の情報を取り込む検討を行う。

令和3年度包括外部監査報告書 意見及び対応状況等一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室等	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
23	126	インフラ施設に係る個別施設設計画の更新手続について	総務部 生活環境部 農林水産部 土木部	財産管理課 自然保護課 農村基盤整備課 森林保全課 河川整備課 港湾課	意見	<p>国のインフラ長寿命化基本計画では、計画の更新について、「インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上、計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する」とされている。各個別施設設計画の更新手続について検討した結果、個別施設設計画において計画の見直し方法について明示的に規定されていないものがあった。</p> <p>規定されていない施設についても実務上は定期点検サイクル等で更新を検討する方針とのことであるが、個別施設設計画の中には計画期間が40～50年と長期のものもある中で、計画の見直しが必要な時期に適切に見直されるよう個別施設設計画に計画の更新時期等を具体的に規定することが望まれる。</p> <p>また、個別施設設計画の見直しを適切に行うためには、PDCAサイクルを適切に運用することが必要である。国のインフラ長寿命化基本計画においてPDCAサイクルについては明示的に規定されていないものの、個別施設設計画の上位計画である福島県公共施設等総合管理計画においてPDCAサイクルの期間や手法の具体的な記載が必要であると考えられ、併せて個別施設設計画についても各施設の対象資産の特性に応じたPDCAサイクルについて具体的に規定することが望まれる。</p> <p>【対象】 自然保護課：自然公園等施設長寿命化計画 農村基盤整備課：地すべり防止施設個別施設設計画、海岸保全施設個別施設設計画 森林保全課：治山事業個別施設設計画 河川整備課：河川管理施設長寿命化計画、長寿命化計画 港湾課：維持管理計画、機能保全計画</p>	<p>【財産管理課】 公共施設等の全体の状況を把握し、適正管理をより効果的に進めるため、国のインフラ長寿命化計画及び福島県公共施設等総合管理計画に基づき、各部局の個別施設設計画におけるPDCAサイクルの運用状況等を把握し、改善が必要な事項等について、福島県公共施設等総合管理計画の改訂を含め検討・対応していく。</p> <p>【自然保護課】 環境省で策定した「自然公園等施設長寿命化計画策定指針」に基づき、個別施設設計画の更新時期を定めた。</p> <p>【農村基盤整備課】 地すべり防止施設については、今年6月の施設一斉点検の結果から、一部の施設において個別施設設計画の内容を更新した。 今後も定期・臨時点検の結果等から、必要に応じ個別施設設計画を更新していく。 海岸保全施設は、東日本大震災の災害復旧事業により大部分の施設を新設復旧しており、これに基づき施設毎に個別施設設計画を策定している。 今後は、点検・補修の結果を踏まえ、必要に応じ個別施設設計画を更新していく。</p> <p>【森林保全課】 計画の更新時期等について、点検サイクルは10年間とし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜見直しを行う旨を明記した。</p> <p>【河川整備課】 河川管理施設長寿命化計画は、国の要領等（堤防等河川管理施設及び河道の点検評価要領等）に基づき策定されております。 平成29年度の策定から現在まで6年経過していることから、定期点検による再評価を実施しているところであります。 今後は、点検結果に基づいた補修時期や計画方針の見直しを図り、PDCAサイクルを用いた計画となるよう進めてまいります。</p> <p>【港湾課】 港湾・漁港施設維持管理計画は国のガイドラインに基づき策定されており、当ガイドラインには通常の定期点検とは異なる詳細点検を実施のうえ計画期間の変更を行うよう規定されている。また、港湾・漁港施設は計画期間を50年としている施設が多数あるが、5年または3年に一度行う定期点検に基づき、劣化度の再評価をすることで、補修時期や計画の基本方針の見直しを図ることとしている。</p>
24	126	県有財産最適活用推進委員会の適切な関与	総務部	財産管理課	意見	<p>本県においては、現状、県有財産最適活用推進委員会が福島県公共施設等総合管理計画の統括を担っている。そのため、当該委員会において、インフラ施設の個別施設設計画の策定状況や計画の更新の状況、PDCAサイクルの運用状況についても適切に状況を把握し、改善が必要な事項について改善を促すことが必要である。</p>	<p>毎年度、財産管理課が各部局に照会し、インフラ施設の個別施設設計画の策定状況を把握しているが、令和4年度から計画の推進状況等についても把握し、改善が必要な事項があれば、改善の参考となる資料や事例等の情報提供を行っている。</p>
25	133	福島県小規模構造物個別施設設計画（消融雪施設編）における点検方法・点検頻度の規定について	土木部	道路管理課	意見	<p>消融雪施設については、毎年1回、保守点検業務により、目視による稼働状況や操作盤による動作確認を行っているとのことであるが、点検方法や点検頻度については個別施設設計画において明示的に規定されていない。 点検方法や点検頻度について個別施設設計画に具体的に規定し、計画に基づいて点検を実施することが望まれる。</p>	<p>福島県小規模構造物個別施設設計画（消融雪施設編）を改定する際に点検方法や点検頻度を記載することを検討いたします。（令和5年3月までに改定予定）</p>
26	169	普通財産の貸付について	総務部	財産管理課	意見	<p>普通財産は直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、主として「経済的価値の発揮」を目的としている。そもそも売却を前提とするものであり経済的合理性を追求するものである。他の地方公共団体等に無償で使用させている（使用貸借）普通財産が約1,150,178㎡（貸付されている普通財産の約50.1%）あるが、将来的には使用貸借契約ではなく、原則賃貸借契約とするなど価値化を検討することも必要ではないだろうか。現状、県と市町村とは互いに無償で普通財産を使用させており、無償で使用している財産の買取交渉等は厳しいものとなっている。お互い賃貸借契約にすることで互いに価値化し、特に土地について互いに売却又は交換等を促すことにもつながるのではないかと。</p>	<p>個々の物件毎の状況を勘案しながら、関係市町村との協議を行っていく。</p>
27	182	平成22年度包括外部監査に対する措置状況の開示について	総務部	職員研修課	意見	<p>本来、地方自治法上では、監査の結果に関する報告（「指摘事項」）に対して措置を講じたときは、外部に公表することとなっている。一方、指摘事項に添えるものとされる「意見」に対しては、地方自治法上での公表の義務はないため、公表するかどうかは各自治体の判断に任されている。ただし、福島県においては、県の判断として、監査対象年度の翌年度以降に「指摘事項」に対する措置のみならず「意見」に対する対応状況等も職員研修課のホームページに掲載し公表していた。 このような運用になっていたところ、平成22年度の「意見」に対しては「対応状況」を公表していなかった。公表しなかった理由は、平成22年度の報告書が提出される平成23年3月に東日本大震災が発生し、県として震災対応業務が生じたためとのことである。もちろん、平成22年度監査報告書の指摘事項に対しては、措置状況を公表していたので法令違反になることはなく本年においても「指摘事項」となることはない。また、東日本大震災による莫大な業務対応が発生しその影響で公表が大幅に遅れることは致し方ない。 しかし、平成22年から10年以上経過しているものの「意見」に対する対抗状況を公表できていなかったのは情報開示の観点から好ましくない状況であった。平成25年度以降、「意見」に対する対応状況をホームページにより公表しているようであるが、公表の継続を促すたにも、本年度の「意見」とする。</p>	<p>意見に対する対応状況等の公表について、今後も継続していく。</p>
28	186	郡山市と旧畜産試験場熱海支場敷地（石筵）等の協議について	総務部	財産管理課	意見	<p>平成22年度の包括外部監査において、旧畜産試験場熱海支場敷地（石筵）他3物件について、土地の利用者である郡山市に譲渡することが望ましいとの意見が出されていた。 前回の包括外部監査の報告から10年以上経過しているが、状況に進展がなく、郡山市との調整が困難な案件である。自治体との交渉においては、双方ともに、税金を使って交渉をする（交渉に当たる県職員の人件費はもちろんのこと、固定資産評価のための鑑定料等が多額にかかる）ことになる。そのような状況はあるものの、現状維持のままであれば、一部の県有地については、無償賃貸が続くこととなる。現在の土地利用者は郡山市の1者であり、鋭意交渉し、譲渡又は交換を進めてほしい。</p>	<p>これまでも郡山市の担当者に随時連絡を交し交渉を続けてたが進展がなかったことから、具体的に交渉進展が進むような提案の検討もしながら今後も継続して協議を進める。</p>
29	189	福島市との協議について	企画調整部	企画調整課	意見	<p>平成22年度の包括外部監査において、奥の細道自然歩道について、現状において撤去すべき対象物を特定するとともに、撤去時期を定めて計画的な処理を行うべきであるとの意見が出されていた。 平成28年度に一部の建物を譲渡できたとのことであるが、平成22年度の包括外部監査から10年以上経過しており、現況を把握し撤去等の方針の確立が求められる。</p>	<p>令和2～4年度に施設現況を所在市町村と確認し、利用状況や今後の利用要望を聴取中であり、市町村への譲渡や撤去等に向け調整を進める。</p>
30	192	研修施設等の稼働について	総務部 生活環境部 教育庁	職員研修課 男女共生課 教育センター	意見	<p>ふくしま自治研修センター、男女共生センター、教育センターはともに、研修・宿泊施設として運用されている。3施設とも、東日本大震災前の平成22年度、コロナ禍前の平成30年度、コロナ禍後の令和2年度の稼働率が30%程度以下と低かった。 3施設のうちふくしま自治研修センター、教育センターとも福島市にあり、同様の研修施設機能及び宿泊機能を備えているようであるから、今後も稼働率が悪い場合は施設の統合を検討するべきである。</p>	<p>【職員研修課】 ふくしま自治研修センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止等により稼働率が低下していたところであるが、令和4年度は50%以上の稼働まで回復する見通しである。 これからの時代を担う資質と能力を有する県内自治体職員の育成に寄与するため、引き続き施設を有効に活用しつつ、実効性の高い職員研修を体系的・計画的に実施していく。</p> <p>【男女共生課】 施設の稼働率向上のため、引き続き利用者の利便性向上に取り組むとともに、新たに研修・宿泊施設を案内するパンフレットを作成するなど、様々な広報手段により施設のPRに努めている。</p> <p>【教育センター】 新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度以降宿泊研修を実施せず、オンライン研修を併用した通所による研修としているが、現在、新たな研修制度に対応した研修体系について検討を進めており、施設の有効活用に努めていく。</p>
31	196	畜産研究所沼尻分場	農林水産部	農業総合センター	意見	<p>平成22年度の包括外部監査において、畜産研究所沼尻分場について、今後の使用見込も低いことから早急に撤去することが望ましいとの意見が出されていた。 平成22年度の包括外部監査から10年以上経過しているが、状況に進展がなく、維持管理をしているだけとのことである。維持管理費に、特段、多額の費用は発生しないものの平成22年度の意見においても、建物を早急に撤去することが望ましいとされながら、現在も達成されていない。したがって、本報告書においても、早期の対応を促すため「意見」する。</p>	<p>畜産研究所沼尻分場は、職員の作業安全確保を目的とした修繕、工事を優先的に行っているが、使用見込の低い旧畜舎や寮についても計画的に予算化を行い、取り壊し等を進めていく。</p>